

足寄町請負工事検査方法書

(総 則)

第1条 足寄町が発注する建設請負工事の検査の方法は、足寄町請負工事検査要領（以下「要領」という。）第6の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

(検査の種類及び目的)

第2条 検査の種類は、要領で定められているものの他、部分使用検査、かし修補工事完了検査を加え、その目的については次の各号によるものとする。

- (1) 工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査（以下「完成検査」という。）
工事目的物が契約図書に定められたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、請負人から工事目的物の引渡しを受け、請負代金を支払う。
- (2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査
跡請保証部分が契約図書に定められたでき形や品質が確保されていることを確認するために行う検査で、跡請保証金を返還する。
- (3) 中間検査
工事実施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図る。
対象工事、実施時期については、中間検査実施基準による。
なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な部分を除き、完成検査時の確認を省略することができる。
- (4) 部分使用検査
工事途中において、支出負担行為者が工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、でき形を確認するために行う検査で、請負人と部分使用にかかる部分の承諾について認識の相違がないよう、確認事項を书面化する。
- (5) かし修補工事完了検査
工事完成後にかしが発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

(検査の立会)

第3条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会を求めることができる。

(検査の準備)

第4条 検査員は、検査にあたって、工事監督員及び請負人に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

(検査の内容)

第5条 検査は、当該工事のでき高を対象として、原則として現地で行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、でき形、品質及び出来ばえについて、合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員または請負人に対して、施工状況、施工資料について事実の説明を求めることができる。

(工事実施状況の検査)

第6条 検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。検査にあつては、工事実施状況の検査留意事項(別表1)に掲げる事項に留意して行い、各種の記録(写真及び施工管理記録等)により確認する。

(工事のでき形及び品質の検査)

第7条 検査員は、工事目的物が使用目的を満足するよう定められた規格値内に収まっているか否かを確認するために、工事のでき形及び品質の検査を行うものとする。検査にあつては、でき形検査基準(別表2)及び品質検査基準(別表3)に基づき行い、各種の記録(写真及び施工管理記録等)と設計図書を対比して合否を判定する。設計よりでき形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とする。

(できばえの検査)

第8条 検査員は、工事目的物が美観的に優れ機能的に仕上がっているか否か、できばえの検査を行うものとする。検査にあつては、仕上がり面、とおり、すり付け等の他、色、艶など全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

(破壊検査)

第9条 検査員は、外部からの観察、でき形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、工事目的物のでき形及び品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて、当該目的物を最少限度破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

(工事検査記録簿)

第10条 検査員は、当該工事の検査につき、その実測内容や特筆すべき事項を工事検査記録簿(別記様式1)に記載し、支出負担行為者に提出するものとする。

(検査合格の処理)

第11条 当該工事目的物が検査に合格した場合の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書(別記様式2)に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為者に提出するものとする。

(3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査報告書（別記様式3）に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書（別記様式4）を現場代理人と取り交わし、これらを支出負担行為者に提出するものとする。

(4) かし修補工事完了検査

検査員は、かし修補工事検査報告書（別紙様式5）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するとともに、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

（検査不合格の処理）

第12条 当該工事目的物が検査に合格しない場合の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、でき形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為者に提出するものとする。

(3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査の結果、当該使用部分のでき形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、部分使用検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為者に提出するものとする。

(4) かし修補工事完了検査

検査員は、かし修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、かし修補工事検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に提出するものとする。

（検査の中止）

第13条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 請負人若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき。

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき。

（緊急措置）

第14条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を請負人に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為者に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この方法書は公表するものとする。

（適用）

第16条 この方法書は、平成28年4月1日から適用する。

別表1（第6条関係）

工事实施状況の検査留意事項

項 目	関係書類	留意事項
1 契約図書の履行状況	契約図書 工事施工協議簿 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の実施状況 ・施工計画書の提出時期
2 施工体制状況	施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・作業分担と責任の範囲 ・施工体制台帳及び施工体系図の整備
3 工事施工状況	契約図書 施工計画書 工事施工協議簿 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の照査の実施 ・施工計画書に則った施工方法 ・段階確認の適切な実施 ・文書による改善指示又は改造請求の有無
4 工程管理	計画（実施）工程表 工事旬報	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理状況及び進捗内容
5 安全管理	契約図書 施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守状況 ・安全教育研修・訓練等の実施状況 ・安全に関する請負人の取り組み ・イメージアップの実施内容
6 環境対策	施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境（騒音・振動・塵芥・水質汚濁等）への配慮 ・建設副産物の適正処理及びリサイクルへの取り組み
7 施工管理状況	施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・社内検査体制及び品質管理体制 ・関係書類及び資料整理状況
8 支給品及び貸与品	支給及び貸与に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支給・受領・使用及び返納の処理状況
9 現場発生品	「生産物品報告書」等	<ul style="list-style-type: none"> ・発生品の処理状況

でき形検査基準

工 種	検査内容	検査密度
土工一般 道路・河川)	基準高、法長、幅	施工延長200mにつき1箇所以上
	堤間、低水路幅(河川)	ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上
	残土処理量・処分場所	
矢板工	基準高、根入長、変位 (仮設を除く)	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2か所以上
法枠工・吹付工・植生工	法長、幅、厚さ、間隔、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2か所以上
基礎工	基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間当たり1か所以上
石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長100mにつき1か所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2か所以上
路盤工	基準高、厚さ、幅	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上 厚さは1kmにつき1か所以上
舗装工	厚さ、幅、平坦性	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上 厚さは施工面積3,000㎡につき1か所以上コアにより検査。ただし3,000㎡以下の場合は2か所以上
地盤改良工	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上
鉄筋組工	かぶり、平均ピッチ (重要構造物の主鉄筋を対象)	1ロット当たり1か所以上
護岸工 (河川)	基準高、法長、延長 (工種により)厚さ、幅、高さ	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上
根固工 (根固ブロック、沈床、捨石)	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上
樋門、樋管、函(管)渠工	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	樋門・樋管。水門は本体部、吞吐口部ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上 函(管)渠は同種構造物ごとに2か所以上
砂防ダム	基準高、厚さ、幅、延長	図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
流路	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長200mにつき1か所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2か所以上
地すべり、急傾斜 (斜面对策)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1か所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2か所以上
コンクリート擁壁、 水路、側溝	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	施工延長100mにつき1か所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2か所以上
橋梁下部工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 スパン長、変位	スパン長は各スパンごと、その他は構造物1基ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
鋼橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
	基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	1橋について3か所以上
	床版、地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
	溶接及び架設による歪み 塗装被膜厚	各スパンごと 主要部材の任意部分について1か所以上

工 種	検査内容	検査密度
コンクリート橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
	基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	1橋について3か所以上
	床版・地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上
その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに、構造物の寸法表示箇所の任意部分
建築工事 電気設備 機械設備	施工図による寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について1か所以上

注) 上記検査密度を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査密度及び実測の頻度を上げて検査を実施する。

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度
管渠工(開削)	管路掘削 基準高・幅・延長	マンホール間ごとに1か所測定(深さ・幅)
	管路埋戻	マンホール間ごとに1か所測定(厚さ)
	管布設 基準高・幅・延長	延長は、マンホール間ごとに1か所、基準高、中心線の変位は、マンホール間の中央部及び両端部
	砕石(砂)基礎工 幅・厚さ	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定(幅・厚さ)
	土留工 基準高・幅	マンホール間ごとに1か所測定(深さ・幅)
	圧送管 基準高・延長	施工延長40mにつき1か所(基準高さ・中心線の変位・総延長)
マンホール工	組立マンホール工 基準高・幅	1施工箇所ごとに測定する。(基準高さ・天端高)
	副管工 基準高・延長	1施工箇所ごとに測定する。(基準高さ・天端高)
取付管及びます工	柵設置工 基準高・延長	1施工箇所ごとに測定する。(ます深)
	取付管布設工 基準高・幅・延長	1施工箇所ごとに測定する。(延長)
管渠工(推進)	推進工 基準高・位置・延長	延長は、マンホール間を測定その他は、推進管1本ごとに1か所(基準高・中心線の変位・勾配)
立坑工	立坑工 基準高・位置・延長	1施工箇所ごとに測定(基準高・寸法・深さ・基礎厚・基礎幅・底版コンクリート(幅・厚さ))

※上記以外の工種については、別表2出来型検査基準を参照のこと

品質検査基準(下水道)

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度
管渠材料(ます資材含)	外観目視等	試験成績表等による確認
コンクリート工	外観目視等	
基礎工	土の粒度試験	
	骨材のふるい分け試験	

※上記以外の工種については、別表2出来型検査基準を参照のこと

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度
管路土工	掘削状況	マンホール間ごとに1回(施工中)
	深さ・幅	マンホール間ごとに1回(掘削後)
	埋戻状況	マンホール間ごとに1回(施工中)
管布設工	布設状況	マンホール間ごとに1回(施工中)
	中心線の変位(水平)	マンホール間ごとに1回(施工後)
管基礎工	施工状況	マンホール間ごとに1回(施工中)
	幅・厚さ	マンホール間ごとに1回(施工後)
管路土留工	打込状況	施工延長20mにつき1回(打込中)
	根入長	施工延長20mにつき1回(打込後)
マンホール工	組立マンホール・小型マンホール	1施工箇所に1回(施工中)
取付管およびます工	設置状況	1施工箇所に1回(設置中)
	ます深	1施工箇所に1回(設置後)
	布設状況	1施工箇所に1回(施工中)
推進工	設置撤去状況	1施工箇所に1回(施工中)
	推進状況	1施工箇所に1回(施工中)
	中心線の変位(水平)	1施工箇所に1回(推進後)
立坑工	設置撤去状況	1施工箇所に1回(施工中)
	寸法(幅・厚さなど)	1施工箇所に1回(施工後)
	深さ	

※上記以外の工種については、国土交通省「土木工事写真管理基準」を準ずる。

工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管の据付	占用位置	+ 30	路線、口径、管種ごとに、施工延長40m
	土被り	+ 30	につき1か所
管の接合	鋳鉄管継手	接合 要領書 による	口径、管種毎に全接合箇所測定 各種継手点検表に記入
	ビニル管継手		
	ポリ管継手		
弁栓類・鉄蓋の据付	路面との段差	段差が無いこと	全箇所測定
推進工	基準高	±50	発進立坑、到達立坑で測定
	中心線の偏位	左右±50	20m毎に測定なお推進延長が20m以下の場合は、任意で2か所測定
	管底高	±50	20m毎に測定なお推進延長が20m以下の場合は、両端で測定

※上記以外の工種については、国土交通省「土木工事施工管理基準及び規格値」を準ずる。

品質検査基準(上水道)

試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準
ダクタイル鋳鉄管継 手部接合検査	隙間ゲージ・目視	各継手部所定の寸法を満たすこと	すべての継手接合箇所につい て実施 (チェックシートを使用)
	トルクレンチ・ノギス等	ボルトの締め付けトルクを満たすこと	

※上記以外の工種については、国土交通省「品質管理基準及び規格値」に準ずる。

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度
掘削工	掘削状況	実施箇所又は100m毎に1回
	掘削深さ・幅	
	舗装こわし状況	
発生土処分	運搬経路	適所毎
	受入地状況	受入地毎
	残土仮置場の状況(指定したとき)	指定場所毎
埋戻し工	埋戻し状況	実施箇所又は100m毎に1回
	埋戻し後の検査	
	各層の厚さ	
土留工	使用材料	実施箇所又は100m毎に1回
	架設状況	
配管工	管のつり込み状況	実施箇所又は100m毎に1回 伏越し部等特殊な配管は、全箇所撮影
	土被り及び占用位置	
	管の接合状況(全行程)	
	既設管との連絡状況(不断水を含む)	
	溶接部検査状況	継手毎
	オフセット測量	始点、終点、弁類、その他
管撤去工	管弁類の撤去状況	実施箇所又は100m毎に1回
	撤去材の集積又は車上状況	
	撤去材の処分状況	指定場所毎

※上記以外の工種については、国土交通省「土木工事写真管理基準」に準ずる。

別表3 (第7条関係)

品質検査基準

土木工事

1/5

工種	検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か イ 観察又は品質証明により検査する □ 場合により実測する
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する、又は実際に操作してみる
	土工	イ 土質、岩質は、設計図書と一致しているか □ 支持力又は密度は、設計図書と対比して適切か イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する
	基礎工	イ 支持力は、設計図書と対比して適切か □ 基礎の位置、上部との接合等は、適切か イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する
	無筋・鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する (シュミットハンマー等で確認)
路盤工	イ 路盤材料の粒度は、設計図書と対比して適切か □ 支持力又は、締固の密度は、設計図書と対比して適切か イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する	
アスファルト舗装	アスファルト使用量、合成粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か イ 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理尾記録により検査する □ 場合により実測する	
(排水性舗装)	透水試験の結果が設計図書の規格値を満足しているか 主に施工管理記録及び観察により検査する	
路床安定処理、 表層混合処理	締固の密度、設計図書と対比して適切か 施工管理記録により検査する	

工 種	検査内容	検査方法
固結工	試験結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
アンカー工	イ モルタルの特性は、設計図書と対比して適切か ロ 設計アンカー力に対し十分に安定か	イ 主に施工管理記録により検査する場合により実測する ロ
補強土壁工	締固の密度は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
吹付工 現場吹付法砕工	コンクリートの強度は設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
ロックボルト	イ モルタルの特性は、設計図書と対比して適切か ロ 引抜き荷重が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
溶接工	溶接にかかる各試験の結果が設計図書の規格を満足しているか	施工管理記録及び観察により検査する
場所打ち杭	コンクリートの強度は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
ポステンPC桁	グラウドの特性及びプレストレス管理が設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
植栽工	高木、中低木の寸法は設計図書の規格を満足しているか	実測により検査する

工 種		検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	イ 観察又は品質証明により検査する ロ 場合により実測する
	仮設工	イ 設置有無の確認、構造及び各部の寸法 ロ 撤去後の状況確認	施工管理記録により検査する
	土工	イ 土質、岩質は、設計図書と一致しているか ロ 支持力又は密度は、設計図書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する
	地業工	イ 支持力は、設計図書と対比して適切か ロ 基礎の位置、上部との接合等は、適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する
	無筋・鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する (シュミットハンマー等で確認)
	鉄筋工	配筋は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
	鉄骨工	イ 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か ロ 溶接部は適切か	施工管理記録により検査する
防水工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
石工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
タイル工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
木工	木材の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
屋根工	屋根材の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
金属工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する	
左官工	イ 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か ロ 塗厚は設計図書と対比して適切か適切か	施工管理記録により検査する	
建具工	イ 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か ロ 開閉の作動状況の確認	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する	

工 種	検査内容	検査方法
ガラス工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
塗装工	イ 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か □ 防火材料の認定確認	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する
内装工	イ 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か □ 断熱材の厚さ確認	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する
アスファルト舗装	アスファルト使用量、合成粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	イ 主に既に採取されたコア及び現地の観測並びに施工管理尾記録により検査する □ 場合により実測する
植栽工	高木、中低木の寸法は設計図書の規格を満足しているか	実測により検査する
雑工	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する

電気工事

工 種	検査内容	検査方法
配管配線工	イ 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か □ 絶縁抵抗、接地抵抗試験結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
電力設備	イ 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か □ 絶縁抵抗、接地抵抗試験等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
受変電設備	イ 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か □ 絶縁抵抗、接地抵抗試験等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
自家発電設備	イ 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か □ 電圧は40秒以内に確立出来るか ハ 絶縁抵抗、接地抵抗試験等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する □ 場合により実測する
静止形電源設備	イ 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か □ 絶縁抵抗、接地抵抗試験等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する

工 種	検査内容	検査方法
通信・情報設備	<input type="checkbox"/> 材料の品質及び寸法は設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗、接地抵抗試験等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する

機械設備

工 種	検査内容	検査方法
配管工	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 水圧、満水、通水、空気圧気密等の結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 水圧、耐圧及び気密の試験結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
自動制御設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 基本動作の機能の確認及び調整確認	<input type="checkbox"/> 主に施工管理記録及び観察により検査する場合により実測する
給排水衛生設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 水圧の試験結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
ガス設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 気密及び点火試験が規格値を満足しているか	<input type="checkbox"/> 主に施工管理記録及び観察により検査する場合により実測する
さく井設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 揚水、水質試験が規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
し尿浄化槽設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か <input type="checkbox"/> 槽の水張り、配管、通水、運転試験結果が設計図書の規格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
昇降機設備	<input type="checkbox"/> 品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か	施工管理記録により検査する

注) 施工管理記録には、品質証明書、試験成績表、工事記録写真を含む。

工事検査記録簿

平成 年 月 日

足寄町長 様

所 属
検査員 職氏名 ④

工事番号 _____

工事名 _____

上記建設工事に係る工事検査を実施しました。

請負人		契約工期 (当初)	平成 年 月 日 ~
請負金額	円 (当初)	(最終)	平成 年 月 日
	円 (最終)	検査年月日	平成 年 月 日
検査種類	・工事完成・指定部分・中間(第 回)・でき形部分等(第 回)・部分使用		
検査項目	検査メモ		
施工計画書			
工事旬報			
工事施工協議書			
段階確認書			
使用資材承諾書			
使用資材試験成績表			
品質管理総括表			
出来形測定総括表			
出来形図面			
工事写真			
社内検査結果報告書			
安全訓練等実施状況報告書			
現地検査	・現地実測状況を記載		
その他特記事項	立 会 者 名	現場代理人及び主任技術者等	
		発注者	

注1 検査種類の内、該当するものを○で囲むこと。
 注2 検査メモ欄には、出来形、品質。出来ばえ、実施状況を記載すること。
 注3 検査項目欄には、成果品名を記載する。

中間検査報告書 (第 回)

平成 年 月 日

足寄町長 様

所 属
検査員 職氏名 ⑩

工事番号 _____

工事名 _____

上記建設工事に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

請負人		契約工期 (当初)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負金額	円 (当初)	検査年月日	平成 年 月 日
検査員所見			
工事監督員への指示事項			

注 工事検査記録簿及び中間検査でき形数量調書を添付して提出のこと。

別記様式3 (第11条関係)

部分使用検査報告書
(第 回)

平成 年 月 日

足寄町長 様

検査員 所属 職氏名 ⑩

工事番号 _____

工事名 _____

上記建設工事に係る部分使用検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

請負人	契約工期 (当初)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負金額	円 (当初)	検査年月日 平成 年 月 日
検査員所見		
工事監督員への指示事項		

注 工事検査記録簿及び部分使用確認書を添付して提出のこと。

部分使用確認書

工事番号

工事名

上記建設工事の部分使用にかかる部分について、検査の結果、使用目的に適合する事を確認した。

平成 年 月 日

検査員職氏名

㊟

現場代理人氏名

㊟

か し 修 補 工 事 検 査 報 告 書

平成 年 月 日

足寄町長 様

所 属
検査員 職氏名 印

工事番号 _____

工事名 _____

上記かし修補工事完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

被修補請求者		検査年月日	平成 年 月 日
検査員所見			

注 工事検査記録簿を添付して提出のこと。